

第32回山形地方裁判所委員会及び第30回山形家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成31年1月25日（金）午後1時30分～午後3時15分

第2 場所

山形地方・家庭裁判所第1会議室

第3 出席者（五十音順，敬称略）

（地裁委員）

相澤哲（家裁委員兼務），鵜野澤亮，浦山一豊，須賀まり子，高橋健，築達秀尚，西岡正樹，馬場崇，矢野秀弥

（家裁委員）

石沢治雄，伊藤正尚，井上弓子，尾原克子，笹川修一，佐藤秀之，鈴木昭浩，鈴木直之，原雅基，柳谷豊彦，山上朗

（列席職員）

朝一地裁事務局長，中脇家裁事務局長，熊谷地裁事務局次長，保田家裁事務局次長

（庶務）

高林地裁総務課長，板垣家裁総務課課長補佐，小野地裁総務課庶務係長

第4 議事

1 議題「裁判所における広報活動について」

(1) 議題に関する基本説明（高林地裁総務課長）

(2) 意見交換，質疑応答

別紙のとおり

2 前回の山形家庭裁判所委員会後の山形家庭裁判所の取組報告

第29回山形家庭裁判所委員会における委員意見等を踏まえ，成年後見制度利用促進基本計画の推進のために山形家庭裁判所が取り組んだ状況について，中脇家裁事務局長が報告した。

3 次回の予定等

(1) 開催日時

いずれも未定（地方裁判所委員会は平成31年9月に，家庭裁判所委員会は同年7月にそれぞれ開催予定）

(2) テーマ

いずれも未定（それぞれ各委員長に一任）

(別紙)

<主な意見>

(◎委員長, ○委員, ■説明者(列席職員))

◎ 裁判所の広報の目的については先ほどの説明のとおりであるが、いくつかの視点がある。一つは、裁判所が提供する司法サービスを利用すべき人にいかに利用してもらおうかという面で広報活動が重要である。一つは、生徒・学生に対して適切な法教育が行われるように裁判所がサポートする。一つは、裁判員制度は、国民の理解が得られていないと制度が機能しないので、この10年間及びこれから先に理解を得るためにも広報の役割が重要である。また、裁判所の組織を支える人材を確保するために採用広報という役割もある。

委員の皆様は、それぞれの立場で広報に関わっている方が多いと思うので、様々な御意見をいただきたい。

○ 男女共同参画センターにおいては、男女共同参画の推進・啓発を行うに当たっての手法としては二つある。一つは、講座・講演会等を企画して参加者を募集するという方法、もう一つは、出前講座ということで例えば市町村や企業等の要請に基づいて実施する、どちらかといえば受け身の方法がある。

裁判所では、講座・講演会のように積極的に人を集めて、幅広く聞いてもらうというような広報活動が行われていないように見受けられる。人を集めるという作業は困難を伴うので、裁判所が行うのは難しいのだと思うが、全国的に広報活動としてそういったPR方法の実施についてはどのような状況なのか。

◎ そもそも裁判所の組織の特殊性から一般的な講演というのはイメージしづらいと思う。どうしても必要に応じて可能な限りサポートするというような形のPR方法になることが多いので、実効的な方法であるかと

言われれば確かに難しいところはあるかもしれない。

- 講演会のように積極的に人を集めるというPR方法もあるので、限界はあると思うが、検討してみるのも良いと思う。
- ◎ 裁判所は、PRするために人を集めるというノウハウを十分には持ち合わせていないので、何か良い方法があれば御教示いただきたい。
- 山形県の総務部の広報においては、広報誌、テレビ、ラジオの媒体の他に、Y o u T u b eで「やまがたC h a n n e l」という動画を配信している。

裁判所のホームページには目的のある人でないと積極的にアクセスしないと考えられる。行政と裁判所では広報の目的が違うので一概には言えないが、若い人の中では、Y o u T u b eを利用している人が多いので、例えば裁判所が提供する司法サービスを知らない人、すなわち司法サービスを利用できるのに利用しない人のように潜在的なニーズを持った人に対してPRするツールとして、Y o u T u b eを利用した動画配信は有効だと思う。

- 山形商工会議所では、毎年「日本一の芋煮会フェスティバル」を開催している。このイベントは、芋煮を食べていただくことが一番の目的ではあるが、例えば自衛隊や国土交通省などには、ブースを設けたりパンフレットを配布したりなど広報の機会として利用していただいている。

このイベントは来場者が非常に多く、老若男女、家族連れなど幅広い世代の参加者が集まるので、裁判所としてどこまでできるかという問題はあと思うが、このような各種イベントに出向いて広報の機会として利用してみてはどうか。ただし、もし実施するとしたら、企画内容は来場者を引き付ける工夫が必要であると思う。

- 裁判員制度10周年ということであるが、裁判員制度が始まる前は、商工会議所に対しても大量のパンフレットが配布されたり、事業所への

協力依頼があったり，裁判所としてかなり広報活動に力を入れていたような印象であり，事業所においてもかなり議論をした記憶である。

現在の，裁判員等になることに消極的な人が多い状況や辞退率が上昇している状況を聞くと，やはり広報活動が足りないのではないかと思う。

例えば，成人式や新入社員研修などの場でパンフレットを配布したりしてみてもどうか。そのような場において広報活動を充実させれば国民にも理解していただけるのではないか。

- 先ほどの説明を聞く限り，裁判所としても媒体や情報の伝え方や内容などあらゆる角度から吟味して広報活動に力を入れていることは感じた。ただし，受け手にとってそういった情報が切実なものか，必要なものかという点がアクセスするか否かの分水嶺になっているという現実がある。

最近のテレビドラマでは刑事裁判の法廷シーンが多く，裁判を身近に感じられるなど，裁判所が広報を展開する上で追い風が吹いている状況にもあると思う。

広報活動としては，出前教室や出張講座をてこにして展開する必要があると思う。大学では，民法改正による18歳成人が間近な問題となってきた。今後は成人としての色々な責任や義務が問われてくるというスケジュールが刻まれていく中で，出前教室や出張講座を活用してPRするのが有効であると思う。成人として期待される役割として裁判員も当然射程に入っている。先ほどの説明によれば，裁判員に選ばれる前と裁判員を経験した後とでは評価に格差があるということなので，裁判員等経験者から出前教室や出張講座などでお話いただくのは有効なアプローチであると思う。

- PRするために人を集める方法に関してであるが，一般の人が興味を持つテーマを掲げれば人は集まるのではないか。裁判所という言葉だけでは，なかなか興味を持ちづらい感じがする。裁判所として一般の人が

興味を持つテーマを一つ掲げて、それに裁判員制度を付加してPRするというのも有効であると思う。

例えば、日本と外国の裁判制度の違いのようなものをテーマに講演してみると人が集まってくれるのではないかと思う。他の裁判所でもそういった企画を行っていないのだとしたら、山形の裁判所から発信してみるのも面白いのではないか。

- 裁判所のリーフレットを拝見すると、漢字ばかり多くて分かりづらく、面白くもない。裁判所を知りたい人にとっては良いかもしれないが、知りたいとは思っていない人にとってはわざわざ手に取って見たくもないという印象である。

裁判や紛争が身の周りに多くなっている状況は現実にあるので、紛争に対して裁判所がどのように関わっていけるのかという部分がしっかり伝わるようなリーフレットやチラシの作り方をする必要があるのでないか。

PRの方法として、法テラスや弁護士会などとコラボレーションして裁判所の役割を伝えていく方法が良いのではないか。

- 例えば、架空請求のはがきにおいて裁判所が脅しの種にされているケースがある。これは裁判所のイメージに付け込んでいるという側面もあると思う。このような側面を払拭するために、手続案内の範囲にとどまるとしても裁判所に行けば話を聞いてもらえるというイメージを、司法サービスの利用の促進の観点と法教育の観点からPRする必要があると思う。
- 司法サービスの利用促進という点に関して、調停委員の立場から言わせてもらえば、身近で紛争が生じた場合に最も利用しやすい手続として調停手続が存在する。しかし、調停手続自体が国民に知られていないと感じている。調停手続についても積極的なPRをお願いしたい。

以 上